

# 設計業務等の電子納品に関する特記仕様書

(適用)

第1条 本委託において、電子納品に関する特記事項を示すものである。

(電子納品)

第2条 電子納品とは、調査、測量、設計などの各業務段階の最終結果を電子データで納品することをいう。

ここでいう電子データとは、「設計業務等の電子納品ガイドライン」(以下「電子納品ガイドライン」という。)および「CAD製図基準」に基づいて作成し、これに定めのないものは、「愛媛県土木設計業務等の電子納品要領」に準拠して作成されたものを指す。

(成果品の提出)

第3条 電子成果品の内容のチェックは品質検証書を用い、全てのファイルが問題なく開くことを確認し、品質検証書と共に提出する。

2 成果品は、「電子納品ガイドライン」および「CAD製図基準」に基づいて作成した電子データを電子媒体(CD-R)で2部と簡易製本した紙媒体1部の成果品を提出する。

また、電子媒体については、納品後3年以内に劣化等による不良箇所が発生した場合、無償で代替品の提供を行うものとする。

(資料の配布)

第4条 電子納品ガイドライン等は、以下からダウンロードして入手することが出来る。

松山市のホームページー契約管理課ー電子納品

「設計業務等の電子納品ガイドライン」